

栃木市再生可能エネルギー発電設備設置に係る許可等審査基準

(趣旨)

第1条 栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成28年栃木市条例第39号。以下「条例」という。）に基づく再生可能エネルギー発電設備設置に係る許可等については、条例及び栃木市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則（平成28年栃木市規則第54号。）に定めるところによるほか、この基準によるものとする。

(指導)

第2条 条例による許可が不要とされる再生可能エネルギー発電設備を設置する事業（以下「事業」という。）であっても、事業面積が5,000平方メートル以上にあつては、自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全及び形成を図るため、条例第14条に規定する許可の基準を順守するよう指導するものとする。

(再生可能エネルギー発電設備設置に係る許可等の申請)

第3条 この基準の適用を受ける事業で、栃木県（以下「県」という。）の土地利用に関する事前指導要綱（昭和50年5月1日施行）その他法令等による調整を要するもののうち、条例に基づく事業の許可等の申請前に調整を要するものについては、原則として、当該調整の終了後に条例に基づく事業の許可等の申請をするものとする。

(土地利用に関する基準)

第4条 土地利用計画は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 都市活動の機能性並びに都市生活の安全、利便及び快適性の増進を図るとともに、自然環境及び歴史的資産の保全との調和に配慮したものであること。
- (2) 市及び県の土地利用に関する計画等に適合するものであるとともに、事業区域の形状がおおむね整形である等合理的な土地利用を図る上で支障がないものであること。
- (3) 事業区域に、事業と一体となって効用を果たす残置森林等を含むものであること。
- (4) 事業区域周辺に、既存の公共施設又は公共施設に関する整備計画等がある場合にあっては、これらに適合するものであること。
- (5) 事業区域内及びその周辺に埋蔵文化財、遺跡等がある場合には、事前に市及び関係機関と発掘、保存等について十分協議を整えたものであること。
- (6) 設置事業により新たに公共施設が設置される場合にあっては、当該施設の適切な維持管理について、当該施設の管理者となるべき者と協議が整っていること。

(調整池等の設置)

第5条 雨水を事業区域外に排出するに当たって、放流先の排水能力及び周辺地域への影響等を勘案して必要と認められる場合にあっては、事業区域内において一時雨水を貯留する調整池等を設置するものとする。

2 調整池等に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。

- (1) フィルダム及び堀込式 大規模宅地開発に伴う調整池技術基準（案）
（昭和62年日本河川協会策定）によること。
- (2) コンクリートダム 建設省河川砂防技術基準（案）（平成9年日本河

川協会策定)によること。

- (3) 浸透施設等 下水道雨水調整池技術基準(案)(昭和59年日本下水道協会策定)、防災調節池技術基準(案)(昭和62年日本河川協会策定)、防災調節池の多目的利用指針(案)(昭和62年日本河川協会策定)、宅地開発に伴い設置される浸透施設等設置技術指針の解説(平成10年日本宅地開発協会策定)、雨水浸透施設技術指針(案)(平成18年雨水貯留浸透技術協会策定)、流域貯留施設等技術指針(案)(平成19年雨水貯留浸透技術協会策定)、下水道施設計画・設計指針と解説(平成21年日本下水道協会策定)、下水道施設の耐震対策指針と解説(平成26年日本下水道協会策定)及び揚排水ポンプ設備技術基準・同解説(平成27年河川ポンプ施設技術協会策定)によること。

- 3 調整池等の容量は、事業区域の規模に応じた確率降雨強度式により算定するものとする。

(浸透施設の設置)

第6条 事業区域の面積が1ヘクタール未満の設置事業で、事業区域の周辺の状況及び河川、水路等の配置状況により排水管渠を公共水域に接続することが困難と認められるものである場合にあっては、前条第1項の規定にかかわらず、雨水を浸透施設により事業区域内において処理することができるものとする。

- 2 浸透施設に関する基準の技術的細目は、次のとおりとする。

- (1) 設置箇所は、土壤汚染地域でないこと。
- (2) 雨水を浸透させることによって法面、擁壁等の安全性が損なわれないこと。
- (3) 浸透施設の計画地点において土質調査等を実施し、その結果により設

計を行うこと。

- (4) 土質調査等による地下水位が、浸透面から原則として0.5メートル以上下位に位置すること。なお、浸透槽を設置する場合には、土被り（計画地盤から浸透槽上面まで）を原則として0.3メートル以上確保すること。
- (5) 浸透施設は、原則として無蓋とすること。
- (6) 浸透施設の設計に当たっては、適切な安全率を用いること。
- (7) 浸透施設の容量は、5年確率降雨強度式により算定すること。
- (8) 浸透施設の設置位置は、浸透部において隣地境界線から原則として2メートル以上の距離を確保すること。

（排水施設計画の原則）

第7条 事業区域内の排水施設（排水管渠、マンホール、開渠及びますをいう。以下同じ。）の計画は、事業区域周辺の状況、事業区域の規模、形状、降水量等を勘案して定めるものとし、県又は市が周辺の状況を考慮して排水施設を一体的に整備する必要があると認めた場合にあっては、これに適合するものとする。

（排水施設の設計）

第8条 計画雨水量の算定並びに排水施設の設計に当たっては、下水道施設計画・設計指針と解説及び下水道施設の耐震対策指針と解説によるものとする。

（擁壁の設置）

第9条 設置事業によって崖が生じる場合にあっては、事業区域及びその周辺地域住民の安全を確保するために宅地防災マニュアル（平成13年5月24日付け国総民発第7号）に基づき擁壁を設けるものとする。

(緩衝帯)

第10条 緩衝帯に関する技術的細目は、次のとおりとする。

- (1) 緩衝帯には、原則として中高木の常緑樹を植栽すること。
- (2) 植栽は、緩衝の機能を果たすのに適切な間隔及び配置であること。
- (3) 緩衝帯は、境界に縁石を設置し、又は境界杭を打設する等によりその区域を明確にすること。

2 事業区域内の周辺部に残置森林、造成森林等がある場合にあっては、当該森林等を緩衝帯の幅員として換算することができるものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。